

国住事防第 10 号
令和 7 年 10 月 31 日

都道府県建築主務部長 殿

国土交通省住宅局建築指導課
建築物事故調査・防災対策室長 (公印省略)

建築物及び昇降機・遊戯施設に係る人身事故等の情報提供について

日頃より建築行政にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

建築物及び昇降機・遊戯施設に係る人身事故等の国土交通省への情報提供については、「建築物等に係る事故防止のための対応及び連携体制の整備について（通知）」（平成 17 年 3 月 31 日付け国住防第 3278 号）、「昇降機及び遊戯施設に係る人身事故等の情報提供について」（令和 4 年 5 月 17 日付け国住事防第 9 号）等により、お願いしているところです。

今般、建築基準法施行令第 129 条の 3 第 1 項第 1 号及び第 3 号の改正が令和 7 年 11 月 1 日より施行されることになり、エレベーター及び小荷物専用昇降機に係る基準の適用対象から労働安全衛生法施行令に規定する簡易リフトが除外されることを踏まえ、建築物及び昇降機・遊戯施設に係る人身事故等の国土交通省への情報提供についての内容を整理し、その取扱いを下記のとおりとしましたので、遺漏なく対応いただくようお願いします。

なお、本通知をもって表 4 に示す通知を廃止します。

貴管内の特定行政庁に対しても、この旨周知いただくようお願いします。

記

1. 次の場合には、国土交通省への情報提供をお願いします。

建築物については表 1 に、昇降機等については表 2 及び表 3 に示す事象の事故が発生した場合

表 1 建築物の事故報告対象

対象となる事象	事象のうち対象外となるもの
不特定多数又は多数の者が利用する建築物において発生した事故で①又は②に該当するもの ① 死亡又は重傷 ^{※1} と認められる人身事故が発生、又はそれらに該当していることが確定する前であっても該当するおそれが高いもの ② その他の人身事故 ^{※2} で、報道が広範囲又は複数回にわたってなされるなど、社会的影響が大きいと認められるもの。	○建設・改修作業中の事故で現場外への影響がないもの ○明らかに利用者の不注意によるもの ○台風や地震など災害によるもの

※ 1 30 日以上の治療を要する負傷

※ 2 負傷であって、これらの治療に要する期間が一日以上であるもの（通常医療施設における治療の必要がないと認められる軽度のものを除く）

表2 昇降機等の事故報告対象

対象となる事象	事象のうち対象外となるもの
① 死亡又は医療施設における治療が通常必要と認められる負傷	○据え付けなど建設作業中のもの。 ○明らかに利用者の不注意によるもの。
② ①に掲げる程度の人身事故が生じるおそれのある事象が発生した場合。具体的には表3に示す事象。 ^{※3}	○台風や地震など災害によるもの。 ○構造、維持保全又はその運行が原因でないことが明らかなもの。 ○労働安全衛生法施行令の簡易リフト ^{※4}

※3 通常時の点検により把握され、補修されたものを除く。

※4 令和7年10月31日付 国住指第322号の第2の6.(1)~(3)を踏まえ、簡易リフトと判断されたもの。

表3 人身事故が生じるおそれのある事象

エレベーター	エスカレーター	遊戯施設
○戸開走行 ○着床階の床レベル以外にかごがある際の戸開き ○突き上げ、突き下げ ○かご、主要な支持部分の破損	○逆走行等の異常動作 ○階段と手すりの不連動 ○全体の脱落 ○階段、主要な支持部分の破損	○逆走行等の異常動作 ○衝突 ○倒壊、崩壊 ○客席部分（身体保持装置を含む）、主要な支持部分の破損 ○高架の遊戯施設における部材の落下 ○身体保持装置又は扉の装着漏れ等
○安全装置の不作動 ○次の事象 ^{※5} ・ 駆動装置等の異常 ・ 索、釣合おもりの脱落 ○発火	○安全装置の不作動 ○次の事象 ^{※5} ・ 駆動装置等の異常 ・ 駆動チェーン、階段チェーンの脱落 ○発火	○安全装置の不作動 ○次の事象 ^{※5} ・ 駆動装置等の異常 ・ 索、釣合おもりの脱落 ○発火

※5 当該事象に対応した安全装置が正常に作動した場合は除く。

2. 1に該当しない場合でも、国土交通省から情報提供をお願いする場合がありますので、その際には対応をお願いします。

3. 特定行政庁において事故情報を把握した場合、第一報として、できるだけ速やかにその時点で把握している限りの情報を、国土交通省に連絡をお願いします。

また、第二報以降として、事故状況の調査の進展とともに明らかとなった情報についても、逐次情報提供をお願いします。

国土交通省では、社会資本整備審議会に建築物等事故・災害対策部会、昇降機等事故調査部会を設けて、特に重大な人身事故等について事故調査を行い、原因究明及び再発防止策の検討等に取り組んでいるところですが、情報提供までに時間を要した場合には、事故の原因究明に必要な部材・部品が廃棄されるなどにより原因究明及び再発防止に支障をきたす場合がありますので、建築物・昇降機等の所有者・

管理者に対して報告を早期にするよう指導をお願いします。

4. 国土交通省への情報提供には、別紙様式（1～3）を用いてください。
また、事業者用の様式は、当省のウェブサイト（以下 URL）に掲載しておりますので、ご活用ください。

https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_fr_000002.html

5. 表4に示す通知について、本通知と内容が重複することから、本通知をもって廃止とする。

表4 廃止する通知の一覧

No.	発出日	通知番号	通知名称
1	平成24年3月6日	国住昇第19号	「昇降機、遊戯施設に係る事故防止のための対応の運用について」
2	令和元年5月29日	国住昇第5号	「遊戯施設に係る事故・不具合情報の報告徹底について」
3	令和2年9月9日	国住昇第5号	「昇降機、遊戯施設に係る事故・不具合情報の早期報告の徹底について」
4	令和3年8月24日	国住事防第4号	「遊戯施設に係る事故・不具合情報の早期報告の徹底について」
5	令和4年5月17日	国住事防第9号	「昇降機及び遊戯施設に係る人身事故等の情報提供について」